

二 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「貸金業協会」、「電磁的方法」、「指定信用情報機関」、「指定試験機関」又は「登録講習機関」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第十項、第十二項若しくは第十六項、第二十四条の九第二項又は第二十四条の二十五第二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、貸金業協会、電磁的方法、指定信用情報機関、指定試験機関又は登録講習機関をいう。</p> <p>(貸金業者の最低純資産額)</p> <p>第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、二千万円とする。</p> <p>(保証契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三条の二の二 (略)</p> <p>(資格試験の受験手数料)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「貸金業協会」又は「電磁的方法」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第十項又は第十二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、貸金業協会又は電磁的方法をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(保証契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三条の二 (略)</p>

第三条の十三 法第二十四条の二十二第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、八千五百円とする。

(新設)

2| 前項の受験手数料は、国に納める場合にあつては、受験申込書に受験手数料の金額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験申込書の提出をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(貸金業務取扱主任者の登録手数料)

第三条の十四 法第二十四条の三十四第一項に規定する登録手数料の額は、三千五百円とする。

(新設)

2| 前条第二項の規定は、前項の登録手数料の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「受験申込書に」とあるのは「登録申請書に」と、「受験申込書の提出」とあるのは「法第二十四条の二十五第一項の主任者登録又は法第二十四条の三十二第一項の主任者登録の更新の申請」と読み替えるものとする。

3| 第一項の登録手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

(貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録の有効期間)

第三条の十五 法第二十四条の三十九第一項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

(新設)

(内閣総理大臣が行う講習の受講手数料)

第三条の十六 法第二十四条の四十八第三項に規定する政令で定める手数料の額は、八千九百円とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除外される権限)

第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十四条の八第一項及び第四十一条の十三第一項の規定による指定

二 法第二十四条の十九第一項及び第二項並びに第四十一条の三十三第一項の規定による指定の取消し

三・四 (略)

(削る)

五 法第二十四条の九第一項、第二十四条の十九第三項(法第二十四条の十九第二項の規定による同項の試験事務の全部又は一部の停止に係る部分を除く。)、第四十一条の十二(第一号、第二号及び第六号(法第四十一条の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十一条の十三第二項及び第四十一条の三十三第二項の規定による公示

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除外される権限)

第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

(新設)

一・二 (略)

三 法第四十一条の十二(第一号、第二号及び第六号(法第四十一条の四の規定による認可の取消しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。の規定による公示

(新設)

(財務局長等への権限の委任)

第六条 (略)

2と4 (略)

5| 長官権限のうち、次の各号に掲げる規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、当該各号に定めるものの所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一| 法第二十四条の十七第一項及び第二項 指定試験機関の主たる事務所

二| 法第二十四条の四十九第一項 登録講習機関の主たる事務所

三| 法第四十一条の五第一項及び第二項 貸金業協会の主たる事務所

四| 法第四十一条の三十第一項及び第二項 指定信用情報機関の主たる営業所又は事務所

6 前項第一号に掲げる規定による権限で指定試験機関の従たる事務所又は当該指定試験機関から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び第八項において「業務受託者の営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該指定試験機関の従たる事務所又は業務受託者の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局

(財務局長等への権限の委任)

第六条 (略)

2と4 (略)

5| 長官権限のうち、法第四十一条の五第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査の権限は、貸金業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

6 前項に規定する権限で貸金業協会の従たる事務所又は当該貸金業協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び第八項において「業務受託者の営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該貸金業協会の従たる事務所又は業務受託者の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

長) も行うことができる。

7 前項の規定により、指定試験機関の従たる事務所に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該指定試験機関の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の当該指定試験機関の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

8 第六項の規定により、指定試験機関の業務受託者の営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該業務受託者の営業所等以外の当該指定試験機関の業務受託者の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該業務受託者の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

9| 第五項第二号に掲げる規定による権限で登録講習機関の従たる事務所に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該登録講習機関の従たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長) も行うことができる。

10| 第五項第三号に掲げる規定による権限で貸金業協会の従たる事務所又は当該貸金業協会から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び第十二項において「業務受託者の営業所等」という。)に関するものについては、第五項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該貸金業協会の従たる事務所又は業務受託者の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局

7 前項の規定により、貸金業協会の従たる事務所に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該貸金業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の当該貸金業協会の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

8 第六項の規定により、貸金業協会の業務受託者の営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該業務受託者の営業所等以外の当該貸金業協会の業務受託者の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該業務受託者の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

(新設)

(新設)

長)も行うことができる。

11 第五項第四号に掲げる規定による権限で指定信用情報機関の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所その他の施設(以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。)又は当該指定信用情報機関の利用者若しくは法第四十一条の十九各項の規定による委託を受けた者の営業所若しくは事務所(以下この項及び次項において「利用者の営業所等」という。)に関するものについては、第五項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該指定信用情報機関の従たる営業所等又は利用者の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

12 第七項の規定は前三項の規定により登録講習機関の従たる事務所、貸金業協会の従たる事務所又は指定信用情報機関の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長について、第八項の規定は前二項の規定により貸金業協会の業務受託者の営業所等又は指定信用情報機関の利用者の営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長について、それぞれ準用する。

13 長官権限のうち、法第二十四条の二十一第二項の規定による試験事務の実施及び法第二十四条の四十八第一項の規定による講習事務の実施の権限は、次に掲げるものを除き、資格試験(法第二十四条の七第一項に規定する資格試験をいう。以下この項において同じ。)及び法第二十四条の二十五第二項に規定する講習を行う場所

(新設)

(新設)

(新設)

を管轄する財務局長(当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任することができる。

一 合格の決定

二 法第二十四条の二十三第一項の規定による資格試験の無効の決定及び合格の決定の取消し並びに同条第二項の規定による資格試験の受験の禁止

三 法第二十四条の十一第一項の規定による貸金業務取扱主任者資格試験委員の選任並びに資格試験の問題の作成及び採点に係る権限

14・15 (略)

9・10 (略)